都道府県介護保険担当主管課(室) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年 法律第72号)」については、本年4月5日に第177回通常国会に提出され、6月1 5日に可決成立し、6月22日に公布されたところです。

今般、この法令の改正等を踏まえ、介護保険事務処理システムに関して、現段階で 考えられる事項について事務的に整理し、別添のとおり、資料を作成しましたので送付 いたします。

つきましては、貴管内市町村等への周知方よろしくお願いいたします。 また、本資料は、WAM-NETに掲載する予定です。

> <照会先> 介護保険計画課 システム管理指導官 立川 電話 03-5253-1111 (内線 2166)

<添付資料>

- 資料1 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業 の事務処理の流れについて(案)
- 資料2 国保連合会とのインタフェースの変更点について (案)
- 資料3 保険者インタフェース(受給者台帳)のインタフェース変更案
- 資料4 サービス事業所インタフェース (請求書情報・請求明細書情報) の変更案
- 資料 5 居宅介護支援事業所インタフェース (請求書情報・請求明細書情報)の変更案
- 資料6 介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書様式(案)
- 資料7 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスコードの考え方について (案)
- 資料8 介護予防・日常生活支援総合事業における事業所番号の考え方について (案)
- 資料 9 介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書記載例(案)

: 本資料は、都道府県、市町村、事業者等におけるシステム改修作業の円滑な実施を : 支援する観点から作成したものであり、具体的な内容については、今後の議論等を踏 : まえ、変更の可能性があり得るものである。